

# 東栄町土地利用調整条例施行規則

平成12年8月10日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、東栄町土地利用調整条例（平成12年東栄町条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地利用計画)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 東栄町総合計画
- (2) 東栄町森林整備計画
- (3) その他土地利用に関するもの

(開発行為等協議申請書等)

第3条 条例第6条第3項の規定による申請は、開発行為等協議申請書（第1号様式）によるものとする。

- 2 前項の開発行為等協議申請書には、別表第1に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

(周知等状況報告書)

第4条 条例第7条第2項の規定による報告は、周知等状況報告書（第2号様式）により申請時に添付するものとする。

(開発構想届出書)

第5条 条例第8条第1項の規定による開発構想の提出は、開発構想届出書（第3号様式）によるものとする。

- 2 前項の開発構想届出書には、別表1に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 条例第8条第3項に規定する規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 事業者は、開発構想説明会等の開催及び周知方法について、関係住民等の代表者と調整するものとする。

(2) 事業者は、開発構想説明会等の開催について、関係住民等へ説明会等の日時、場所等について周知するものとする。

(3) 事業者は、開発構想説明会等を開催するときは、別表第1に掲げる図書を用いるものとする。

(開発計画書)

第6条 条例第9条第1項の規定による開発計画の提出は、開発計画書（第4号様式）によるものとする。

2 前項の開発計画書には、別表1に掲げる図書を添付しなければならない。

3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。

4 条例第9条第3項に規定する規則に定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 事業者は、開発計画説明会等の開催及び周知方法について、関係住民等の代表者と調整するものとする。

(2) 事業者は、開発計画説明会等の開催について、関係住民等へ説明会等の日時、場所等について周知するものとする。

(3) 事業者は、開発計画説明会等を開催するときは、別表第1に掲げる図書を用いるものとする。

5 条例第9条第4項の規定による事業計画書の提出は、事業計画書（第5号様式）によるものとする。

(あっせん)

第7条 条例第12条第1項の規定によるあっせんの申請は、あっせん申請書（第6号様式）によるものとする。

2 町長は、条例第12条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定した時は、その旨を当事者に通知するものとする。

3 町長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。

(誓約書)

第8条 条例第14条第1項に規定する誓約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 町土の秩序ある利用と保全を図ること

(2) 紛争を未然に防止すること

(適用除外)

第9条 条例第15条第3号に規定する規則に定めるものは、別表第2に掲げるものとする。

2 条例第15条第4号に規定する規則に定める開発行為等は、別表第3に掲げるものとする。

(開発行為等変更協議申請書等)

第10条 条例第16条第1項の規定による変更申請は、開発行為等変更協議申請書（第7号様式）によるものとする。

2 前項の開発行為等変更協議申請書には、別表第1に掲げる図書のうち、当該変更に係る図書を添付しなければならない。

3 町長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書等の添付を求めることができる。  
(着手届)

第11条 条例第17条第1号の規定による届出は、着手届（第8号様式）によるものとする。

2 条例第17条第2号の規定による届出は、完了届（第9号様式）によるものとする。

3 条例第17条第3号の規定による届出は、廃止届（第10号様式）によるものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第20条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。

(委任状)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条、第5条、第6条、第10条関係）

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
事業実施工程表		用地買収・測量・実施設計・工事着手・工事完了・供用開始その他事業の実施に関する工程
事業区域位置図	おおむね5万分の1	方位・事業区域・市町村境界及び道路・鉄道・河川等の状況
土地利用現況図	3,000分の1から1,000分の1	方位・事業区域・土地の地形及び形状、周辺の道路及び河川の状況並びに公共施設及び公益

		的施設の状況
現況写真		
土地利用計画平面図	3,000分の1から1,000分の1	方位、事業区域、造成等の箇所、各種施設の名称・位置及び規模・各種構造物の名称及び位置並びに道路の位置及び幅員
公図の写し		事業区域及びその隣接地の土地所有者氏名

別表第2（第5条関係）

- 1 市町村の組織する一部事務組合
- 2 市町村の設立に係る地方開発事業団
- 3 市町村の設立に係る土地開発公社
- 4 市町村の設立に係る地方公社
- 5 その他前各号に類するもので町長が認めるもの

別表第3（第5条関係）

- 1 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定による地域森林計画の対象森林の区域内において森林の施業又は整備として行う行為

。